

## 令和4年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人親誠会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年1月20日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・ 社会福祉法人は公益性の高い非営利法人であり、また、税制優遇や公金の支出があることを踏まえ、その事業運営には透明性の確保が必要であるから、密接な関係にある医療法人との取引が漫然と行われないう、社会福祉法人として適切な業務執行を行うこと。
- ・ 利益相反取引につき理事会の承認を受けていないものが複数あるので、理事会でその適否につき承認を受けること。
- ・ 密接な関係にある医療法人への法人本部業務委託について、委託の当否及び委託費の妥当性について検証すること。
- ・ 積立金の取扱いになお不備があるので、社会福祉法人会計基準に基づく処理の徹底を図ること。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 法人本部業務について、理事長が代表を務める医療法人（以下「関係医療法人」という。）に「本部事務代行」と称し業務委託契約を締結しているところ、当該委託費が急増していた。本件について確認したところ、次の点につき問題等があるので、それぞれに示す対応等を行うこと。</p> <p>（1）急増の原因は、令和3年3月31日に本部事務委託に係る業務委託契約（以下「再契約」という。）を再締結したことによるものであったが、再契約に当たり、理事長との利益相反取引になるにもかかわらず、その再契約につき理事会に対して所要の承認を受けていなかった。</p> <p>ついては、理事長は、理事会で再契約につき重要な事実を開示し、契約締結の適否について承認を受けること。</p> <p>なお、承認に当たっては、利害関係を有する理事は議決に参加できないので留意すること。</p> <p>（2）再契約で示される法人本部業務委託の対価について、医療法人との人件費按分のみを積算根拠としており、費用の妥当性について疑義があった。</p> <p>ついては、当該委託費用について、法人</p>	<p>（1）について 令和5年3月24日開催の理事会において、当該再契約について説明し承認を受けた。 なお、利害関係を有する理事は審議、議決に参加しなかった。</p> <p>（2）について 上記理事会において、当法人の本部業務を直接執行する場合に係る費用と比較するなど客観的証拠を明らかにした上で、委託費の妥当性も含め再契約の内容の承認を受けた。 なお、利害関係を有する理事は審議、議決に参加しなかった。</p> <p>（3）について 社会福祉法人として直接法人本部業務を執行する体制づくりについて、理事会で検討した結果、現在の体制が妥当との結論に至った。評議員会での検討結果については追って報告する。</p>

	<p>が直接本部業務を執行する場合に係る費用と比較するなど客観的証拠を明らかにした上で、委託費の妥当性（法人本部業務の直接執行に比して同等又は低廉な価格になっているか）について当庁に報告すること。</p> <p>(3) 法人本部業務を他法人に委託することは通常想定されない。また、当該業務を理事長関連団体に委託する場合、利益相反取引になるところ、(1)に示す理事会での当該利益相反取引の承認があったとしても、当該業務委託費が不当に高額で理事長に対する特別の利益の供与に該当するときは、背任行為に該当する可能性がある。さらに、法人に生じた損害賠償責任は、利益相反取引に同意した理事全員に及ぶ可能性がある。</p> <p>このことを踏まえ、社会福祉法人として直接法人本部業務を執行する体制づくりについて、理事会及び評議員会で検討し、その検討結果について報告すること。</p> <p>(法第27条、第155条) (法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条)</p>	
2	<p>文書指摘事項1(1)のほか、少なくとも次の取引についても関係医療法人との利益相反取引であるにもかかわらず事前に理事会の承認を受けていないので、理事会において所要の承認を受けること。</p> <p>なお、承認に当たっては、利害関係を有する理事は議決に参加できないので留意すること。</p> <p>(1) 厨房業務委託契約 (2) シェアハウスしる整備に係る土地及び建物の売買契約</p> <p>おって、社会福祉法人は公益性の高い非営利法人であり、また、税制優遇や公金の支出があることを踏まえ、その事業運営には透明性の確保が必要であるところ、請求書の名義が関係医療法人となっているものを支出する事例が散見されるなど、関係医療法人との取引が漫然と行われていると言わざる得ない状況にあり、事業運営の透明性が図られているとは言い難い状況であった。</p> <p>ついては、貴法人と医療法人は別法人であることを前提に、社会福祉法人として適切な業務執行を行うこと。</p> <p>(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条)</p>	<p>令和5年3月24日開催の理事会において、当該再契約について説明し承認を受けた。</p> <p>なお、利害関係を有する理事は審議、議決に参加しなかった。</p> <p>医療法人と社会福祉法人の双方で必要なサービスを業者に発注した際に、業者が医療法人名義で一括して請求書を発行してくるようなケースがあったため、今後は請求書の名義には十分留意して業者に正しい名義で発行を依頼するようにする。</p>
3	<p>ケアハウスひまわり鳥取拠点区分において、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に欠損が生じているにもか</p>	<p>今後は当該処理について適切な会計処理を行うとともに、令和3年度の当該積立金への繰入</p>

<p>かわらず積立金の積立てがされていた。</p> <p>については、当該欠損が生じない範囲で積立金を積み立てることができるものであるので、会計基準に従った適切な会計処理を行うとともに、当該積立金については、過年度修正等必要な処理を行い是正すること。</p> <p>なお、本件指摘は前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「前々期に計上した積立金については取り崩すこととし、理事会決議にて取崩しにつき正式に承認を受けた。」旨の回答をしているものの改善されていない。事後的に修正処理を行うことがないよう、会計基準に違反する積立てをしないよう厳に注意すること。</p> <p>(会計省令第6条第3項)(運用上の取扱い19)</p>	<p>れについては令和4年度の決算において過年度修正等必要な処理を行い是正する。</p>
---	--